

久留米広域合併協議会  
第2回会議録

於 久留米商工会館 5階大ホール  
平成15年2月28日(金)

## 久留米広域合併協議会第2回会議録

平成15年2月28日(金)  
10時02分開会  
久留米商工会館5階大ホール

### ○出席委員(32名)

#### 久留米市

江藤守國 会長  
十中大雅 委員  
八尋良治 委員  
前川博 委員  
今村信義 委員  
岩辺康平 委員

#### 城島町

佐藤利幸 委員(副会長)  
宮田康敏 委員  
堀正文 委員  
中島昌明 委員  
今村新 委員  
中島宏輔 委員  
平田正 委員

#### 田主丸町

馬田博 委員(副会長)  
小西和義 委員  
刈茅貴俊 委員  
古賀正邦 委員  
清水公子 委員  
中野寛 委員  
三浦俊明 委員

#### 三潞町

砂山惣吉 委員(副会長)  
内田満 委員  
毛利正光 委員  
田中義一 委員  
寺島廣記 委員  
富松章子 委員  
江島忠幸 委員

#### 北野町

秋吉喜一郎 委員(副会長)  
井口正美 委員  
野村平美 委員  
谷口邦博 委員  
益永工三子 委員  
澤水正義 委員

---

### ○欠席委員(2名)

#### 久留米市

古賀喜美子 委員

#### 北野町

浦野典幸 委員

## 久留米広域合併協議会（第2回）

（午前10時02分 開会）

事務局（村上） それでは定刻になりましたので、久留米広域合併協議会第2回会議を開催いたしたいと存じます。

開会に先立ちまして、さきの市長選挙で新しく久留米市長に就任され、また2月11日の1市4町首長会議におきまして規約に基づき互選によりまして、この協議会の新会長になりました江藤守國久留米市長よりごあいさつをお願いしたいと存じます。

議長（江藤守國君） 皆さん、おはようございます。きょうは大変お忙しい中、協議会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私、このたび久留米合併協議会の会長にご選任いただきました久留米市長の江藤でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

ご承知のとおり本協議会は、平成17年3月までの合併実現を目指し、およそ1年間の協議をもちまして、合併協定項目を初め約1,500項目の事務事業の調整、将来構想と、それを実現するための事業等を盛り込んだ新市建設計画の作成などを行っていかねばなりません。そういう大変な時期に会長にご選任いただき、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。将来につながるふるさとづくりのため、皆さん方のご協力をいただきながら協議会の会長として広域合併の実現に向け全力で当たってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、私が市長に当選いたしました翌日、1月27日の発言内容で、新聞で「合併は3市8町で」という見出しで大きく取り上げられましたことに対しまして、久留米市の合併推進姿勢が変化したとの印象を与え、皆さんに大変ご心配をおかけしたところでございます。私の発言の真意は、1市4町の枠組みを尊重するという基本的な考え方の中で、これまで広域行政を行ってまいりました久留米広域圏3市8町の合併が長期的には理想であるとの思いで発言したものでございまして、これまで本市で進めてまいりました広域合併の取り組みを尊重していくということを改めて確認をさせていただきたいと思っております。

2月7日の市長就任後の記者会見、2月11日の1市4町の首長会議におきまして、こ

れまでの合意事項でございます、久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の1市4町を基本の枠組みとして、なお参加保留団体並びに新たな自治体の参加意向表明の期限を2月いっぱいとするなど再確認いたしておるところでございます。今後も所期の目的どおり、構成団体であります1市4町を基本とした広域合併の実現に全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、本日は本来でありましたら、第1回会議の申し合わせによりまして、先進地視察を行う予定でございましたが、関係者並びに先進市のスケジュール等がどうしても調整できませんでしたので、先送りとしたしております。後ほど事務局より経過を説明させますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（「ちょっと1点確認したいんですが、いいですか」と呼ぶ者あり）

はい。

委員（堀 正文君） 1点だけ確認いたします。ただいま久留米市長さんがお話しになりました中で、私の理想とするところは3市8町だ、こういうことなんですが、この理想をいつまでも持ち続け、それを追求していかれる、1市4町はもちろん尊重されることですが、3市8町を理想として今後も考えていかれるのか、そこら辺を説明、もう一度説明していただきたいと思います。

議長（江藤守國君） 平成17年3月を目標とするものについては、もう1市4町でいきたいということございまして、その後の長期的、その後の展開によっては最終的な理想として3市8町が望ましいと、そういう思いを持っておったということで発言したということございまして、今の先ほど申し上げましたように、1市4町の首長さんとの合意の中で、2005年3月までは、とにかく1市4町を目指していくということには変わりございません。広川の問題もございませぬけども、基本的にはそういうことでございます。

よろしゅうございませうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまより久留米広域合併協議会第2回会議を開催させていただきます。

まず最初に、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、北野町の井口委員さん、城島町の宮田委員さんをお願いいたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の傍聴については申し出がありませんので、ご報告いたします。

それでは委員の皆さんの出席状況について事務局より報告をさせます。

事務局（田中） 委員34名中、1名遅れてありますが、現時点で31名のご出席でございますので、定足数に達していることを御報告申し上げます。

議長（江藤守國君） なお、第1回久留米広域合併協議会で北野町の委員さんが4名選任されておられませんでした。1月24日に選任されましたので、前回欠席の委員さんとあわせてご紹介をさせていただきます。

なお、今日ご紹介する皆さん方の机の上に委嘱状を用意させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局よりお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でお立ちいただきますようお願いいたします。

事務局（田中） 北野町の委員の皆様、ご紹介させていただきます。

井口正美委員です。（拍手）

続きまして、野村平美委員です。（野村です。よろしく。）（拍手）

谷口邦博委員です。（よろしく。）（拍手）

澤水正義委員です。（澤水です。）（拍手）

それから前回ご欠席でございまして、今回ご出席いただいております城島町の平田 正委員です。（よろしく願いいたします。）（拍手）

以上でございます。

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

それでは報告第4号に移ります。

久留米広域合併協議会の会長の選任について事務局より報告いたします。

事務局（村上） お手元の資料の1ページ目をお願いいたします。

報告第4号 久留米広域合併協議会の会長の選任について。

久留米広域合併協議会規約第6条第1項の規定に基づき、平成15年2月11日開催の首長会議において、久留米市長、田主丸町長、北野町長、城島町長、及び三潴町長の互選の結果、会長に久留米市長江藤守國氏が選任されたところでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（江藤守國君） 事務局より報告第4号 久留米広域合併協議会会長選任の報告がありました。

それでは続きまして、報告第5号の第1回協議会以降の協議会活動につきまして事務局から報告をお願いします。

事務局（田中） それでは報告第5号 第1回協議会以降の協議会活動についてをご報告させていただきます。

第1回協議会以降の協議会活動について別紙のとおり報告する。

資料の2ページ、3ページでございます。

3ページをお開きください。

1月17日の第1回協議会以降の協議会活動についてご報告をいたします。

まず、合併協議会研修といたしまして、2月1日に開催をいたしております。

長崎市、それから今日ご出席いただいておりますが、県の合併支援室の米倉主幹の方から、協議会の役割について、先進事例あるいは実務的な面でのご講演をいただきました。協議会の委員さん、また各市・町の議員さん、それから職員の方約180名がご出席をしております。

続きまして、会議についてでございます。

2月11日に、1市4町の首長会議を開催いたしまして、協議会の会長の互選等を行いました。

また、2月20日に、合併協議会の第2回幹事会を開催いたしまして、本日ご提案の議案等について協議をいたしました。

ここには書いておりませんが、2月26日に1市4町の首長会議を開催いたしまして、上陽町・広川町・星野村について協議をいたしております。これにつきましては、4のその他で後ほど詳しくご報告させていただきます。

次に、専門部会・分科会活動についてでございます。

合併研修会の終了後、専門部会の合同発会式を行いました。正副部会長の選任、それから分科会設置とその所管事務について確認をいたしました。

2月14日、専門部会の事務局説明を行いました。専門部会の事務局に対しまして、部会・分科会の役割と運営、それから事務事業調査等についてでございます。

なお、専門部会の方で確認をされておりますことは、専門部会の事務局につきましては、それぞれの部会長の担当する市において行うということで、久留米市で担当させていただいております。

次に、2月の17日でございますが、新市建設計画策定会議、これは分科会の一つでございますけれども、この会議を開催いたしまして、新市建設計画作成の基本方針案について、本日ご提案いたしますが、これについて協議をいたしております。

それから2月の20日、城島町と三漕町で、また翌21日に田主丸町と北野町で、4町の職員の皆様を対象にいたしました事務説明会を開催いたしました。事務事業現況調査、専門部会等とのかかわり等につきまして説明をさせていただいたところでございます。

それから事務局先進地調査でございます。

本協議会の先進地の調査ということで、視察先といたしまして事務局の方でピックアップさせていただきまして、熊本県の八代地域市町村合併協議会、それから長崎地域合併協議会、唐津・東松浦合併協議会、こちらの方に事務局の方で行っております。

八代地域市町村合併協議会につきましては1月の27・28日、長崎につきましては1月の28・29日、唐津・東松浦につきましては2月6日に参っております。

なお、先ほど冒頭、会長の方からお話ございましたように、本日は第1回の協議会の申し合わせで、協議会の後に先進地視察に行くような予定をしておりましたけれども、これらの協議会、またこのほかにも電話打診等したわけでございますけれども、どうしてもこの時期、先方が別のところに先進地に行かれるとか、協議会の会議を開催するとか、そういったふうなことでなかなかスケジュールがとれませんで、先送りになりましたことをご報告させていただきます。

以上、第1回協議会以降の協議会活動についてのご報告でございます。

議長（江藤守國君） 報告第4号及び第5号の報告は終わりました。

委員の皆様、ご質問はございませんでしょうか。

なお、ご発言に際しましては、市町名及びお名前をおっしゃっていただいて、ご発言を

お願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは報告事項を終わります。

続きまして、協議事項に入りたいと思います。

まず、協議等に関する申し合わせについて協議いたします。

これは久留米広域合併協議会のこれからの協議運営に当たっての申し合わせ事項を取りまとめたものでございます。

それでは協議等に関する申し合わせについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（池松） 合併協議会事務局調整班の池松でございます。よろしくお願いいたします。

今後の協議等に関する申し合わせについて提案をさせていただきたいと思います。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

の一般的な申し合わせと次ページにあります の合併協定項目に分けて説明をさせていただきたいと思います。

まず1としまして、協議会の開催は、毎月1回開催することを原則といたします。

2に、協議事項の提案について、協議会の協議は、計画的な協議が可能となるように努めます。今後、合併協定項目や新市建設計画について協議スケジュールが詰められると思いますので、資料の作成や部会等でのスケジュール管理も行っていきたいと考えております。

次に、資料の事前配布についてでございます。

すべての協議資料につきましては、原則として会議1週間前までに事前配布することといたします。これは合併協定項目及び新市建設計画等の資料も含めて提示をするものでございます。

3つ目に、合併協定項目、これは新市建設計画を除きますけれども、原則としまして、まず協議会で説明を行いました後に、次の開催の協議会において協議・決定をするものと

ということで、事前提案をいたしまして、次回の協議会での協議・決定を原則とさせていただきたいと考えております。

次に、協議会の流れとしまして、二つに分けております。

まず、左側の新市建設計画及び一般協議事項、この一般協議事項につきましては、予算事項や規約・規定の変更等が考えられますけれども、これにつきましてはその都度、協議会に提案をし、決定をしていただきたいと思いますと考えます。

また、次回以降へ継続協議となった議案につきましては、次の協議会で審議をしていただきたいと思いますと考えます。

次に、右側の新市建設計画を除きます合併協定項目につきましては、まず一度協議会にご提案させていただき、その中で説明、それから質疑を受けた後に、次回の協議会で決定していただく運びとなります。継続協議も当然考えられるところでございます。

なお、説明資料について不足が生じたものにつきましては、なるべく早く委員の方々に配布できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、6ページをお開きください。

次に、合併協定項目についてでございます。

まず最初に、「合併協定項目とは」ということで、合併する市・町は、新市の行財政運営における特に重要な事項につきまして確認のための合併協定書を作成いたします。この合併協定書に記載される項目が、先ほどから説明しました合併協定項目でございます。以下の四つに分類されると考えております。この合併協定項目は法的に定められているものではなく、地域事情等を勘案し、この法定協議会の場で決定されるものでございます。

なお、下の(4)で挙げております合併特例法で作成が義務づけられております新市建設計画も、この合併協定項目の一つとして取り扱うべきだと考えております。

次に、合併に関する協議のうち、最も重要で基本的な事項としまして、の合併の方式や合併の期日などがございます。

次に、合併特例法において取り扱いの特例が定められております項目といたしましては、次のような議会議員の定数・任期の取り扱いや、合併関係市町村の区域ごとに合併市町村の長、これは新市の長ということになりますけれども、意見を述べることのできる場を設

置する特例といたしまして、 番目に挙げています地域審議会の取り扱い等が定められております。

( 3 ) 番目に、その他必要な協議事項として挙げられますのが、多数の事務事業の中から住民への影響や政策的な要素を考慮しながら協議会が決定した事項といたしまして、マニュアル等によりますと、一つに町名・字名や慣行の取り扱い等の自治体の運営に関する基本的な事項と、二つ目に事務事業の一元化にかかわる事項に分けられますけれども、具体的には次のページの( 2 )で説明をいたしたいと思えます。

( 4 ) の新市建設計画につきましては、協定項目の一つということで、ここに掲げておりますけれども、次の第 6 号議案におきまして計画班よりご提案をさせていただきたいと思えます。

次に、「合併協定項目の選定について」でございます。

合併協定項目の選定につきましては、次のような視点から行いたいと思えます。

大きく二つにくくれるものと思えますけれども、一つは、自治体の存立や運営にかかわる事項といたしまして、基本的な事項に挙げられますのが、先ほど前ページ、( 1 ) の 5 項目ということになります。

次の合併特例法による協議事項に当たりますのが、同じく前ページの( 2 ) の 5 項目ということになります。

その他必要な協議事項のうち、自治体の運営に関する基本的な事項といたしますが、前のページの( 3 ) の前段にあります町名・字名や慣行の取り扱い等をはじめといたしまして、一部事務組合等の取り扱いもここに含まれてくるというふうに思えます。

また、後段の事務事業の一元化にかかわる事項といたしますが次の 3 点で、各地域の協議会の特色が出てくるものがございますけれども、私たち久留米広域合併協議会では、任意協議会での策定をいたしました新市まちづくり構想の中の懸案事項、あるいは 2 4 分野 6 2 項目にわたります重要項目などが考えられます。

また、住民の関心が高く日常生活に密接に関係するものや、各市・町の地域事情等によるものを今後のこの協議の場で選定をしていただくものと考えております。

なお、現在、任意協議会の時点で洗い出しをいたしました事務事業につきましては、約

1,500項目と膨大な数に上っております。合併協定項目に該当するものと、その他の事務事業に分類されます中で、その他の事務事業につきましては、幹事会が決定をした調整方針を協議会に報告、承認を得るものとさせていただきたいと考えております。

つまり、本来ならば1,500項目の事務事業すべてをこの法定協議会の場でご審議していただくべきものでございますけれども、この1,500という膨大な量を審議していただきますのは、現実的に困難なものだと考えております。よって、先ほど説明をいたしましたような判断基準、選定の考え方によりまして、合併協定項目の選定について一定の整理をさせていただきたいと考えております。

それではここで、合併協定項目と事務事業との関連はどうなっているのか、あるいはどのような手順で合併の協定項目を選定するのかということでございますけれども、別紙につけております、参考資料として添付をいたしております合併協定項目関係参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、合併協定項目と約1,500項目にも及びます事務事業の関係でございます。

ちょっとわかりにくいかと思えますけれども、まずこの資料で申し上げたいのは2点ございます。

1番目は、右の列に掲げております一つ一つの合併協定項目には、たくさんの事務事業が関連しているということでございます。例えば、中ほど10番目の手数料の取り扱いにつきましても、各専門部会で検討・調整をされます。たくさんの手数料の取り扱いに関する項目がございます。例えば、ごみ処理手数料やし尿処理、また住民票発行手数料や戸籍等の各種証明書の交付手数料等につきましても、各市・町によって違いがございます。これらすべての調整方針を出すわけですが、それらの総括として一つの協定項目とされている点でございます。

2番目に、合併協定項目につきましては、当然この協議会でご審議いただくわけでございますけれども、左側の下ほどに記載をしておりますように、合併協定項目と関連していない一般的な事務事業につきましても、幹事会で調整方針を決定した後に、すべての事務事業をこの合併協議会へ報告をし、ご承認をいただくということになるかと思えます。

先ほど説明をいたしましたように、1,500にも及ぶ膨大な事務事業の調整方針につ

きましては、この協議会でご協議いただく項目と、報告、ご承認いただく項目とに分けてご提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、この合併協定項目は、新市の行財政運営における特に重要な事項でございますので、右側の一番上にあります新市建設計画とともに、合併協定書として取りまとめをいたしまして、1市4町調印の後に各町の議会の議決を得ることになります。

次に、この資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

では、合併協定項目の選定については、どのような手順で行うのかということでございます。

ここでは、合併協定項目の選定の方法についてフロー図として作成をいたしております。

資料は、初回の選定の流れと、右下にあります追加項目として判断されるものに分けております。

まず、初回の流れでは、ほかの合併協議会や総務省のマニュアル、先ほどからご説明をいたしました申し合わせ事項等の中の事務事業の一元化にかかわる事項等につきまして先日、幹事会を開催いたしております。各市・町のご意見の集約をお願いしているところでございます。そのような項目を協議会事務局で取りまとめをいたしまして、幹事会で協議・調整をしてご提案したいと考えております。

なお、協議事項の事前提案についてでご提案申し上げましたとおり、提案した次の会議での協議・決定ということになりますので、その間におきましても委員の方々の十分なご意見を反映できるものと考えております。

また、事務事業の調整方針を決定する過程で、協議会や幹事会が協定項目として追加すべきではないかと判断された項目がございますれば、追加ご提案申し上げまして、この協議会の場で決定をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

最後に、次の3ページをごらんいただきたいと思います。

事務事業と合併協定項目の調整作業の流れでございます。

この図は、合併協定項目に決定をいただきました各項目の調整方針の協議・決定の流れを時系列でご説明をいたしたいと思います。

まず、初回に選定をいただきました協定項目につきましては、専門部会から幹事会を経

由して調整方針を決定いたします。幹事会で方針を確認されたものから随時、この協議会にご提案をし、協議・決定をしていただきたいというふうに思います。

なお、一番下の列にありますように、協定項目として該当しないと判断されたものにつきましては、専門部会から幹事会で決定をいただきまして、事務事業調整方針一覧表としまして整理をいたします。そして協議会に報告をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、この事務事業の調整方針の中から合併協定項目としてぜひ追加すべきだと判断された項目につきましては、その都度、追加項目としてこの協議会にご提案申し上げ、ご協議いただきたいというふうに考えております。

なお、添付資料といたしまして、4ページ以降に協議会の運営マニュアルより抜粋をいたしました合併協定項目一覧と、それから次のページのさいたま市の事例をつけておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

最後に、第1回の法定協議会で説明をいたしましたスケジュールでは、合併協定項目の協議終了を来年の1月といたしておりました。この予定に合わせまして、各市・町の職員や協議会事務局も計画的に作業を進めてまいる所存でございますので、委員の方々におかれましても大変お忙しいこととは思いますけれども、よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。ご提案とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から協議等に関する申し合わせについて説明がございましたが、これは今後、協議会を進めるに当たりまして、委員の皆さん方が共通認識をしていただく必要がある事項でございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

皆さん方のご意見、ご質問をお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（刈茅貴俊君） 田主丸町の刈茅と申します。流れについてはよくわかったんですけど、これは行政に携わる方、いわゆる事務局の方々含めて、非常に行政の主導型で進めていかれる計画ということはよくわかりました。

私がお尋ねしたいのは、新市をつくるんだったら、その住民同士の一体感がなければ、

とても新市として成立はしないだろうと思います。となるとですよ、今1市4町のそれぞれの住民が持っている意向とか要望というものは、ひょっとしたらその幹事会とか専門部会、いわゆる行政職員の協議によって代行されるのかな。あるいはもう行政側の手続だけで進めていって、最終的にはそれぞれの議会に諮るだけでゴーという形になるのかなと、大変不安です。もちろん、この協議会に参加されている方々は、それぞれ住民代表という形で来られている方もたくさんいらっしゃると思いますけどですね、逆に言ったら、その広報体制含めて、1市4町の住民の皆さんが一つの町という意識づくりを進めていく上でどうなるのかなと。余りにも行政の論理みたいな形で今私はお聞きしたものだから、その辺どういうお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、それでは事務局の方から今のご質問に対して。

住民との関係ですね。

事務局（田中） まず、2月の21日にホームページを開設させていただきました。この中で、今回の協議資料、それから議事録等も今後、公表をしていくようなことを考えております。

また、2月1日に第1回の「合併協議会だより」を発行したところでございます。このような形で毎月、協議会に合わせまして合併だより等を発行いたしまして、協議の内容、資料等の公表に努めてまいりたいと思います。

ホームページにおいても同じような形で公表をいたしますとともに、この中にはいろいろな形で意見を書き込めるようなそういう欄も設けておりますので、そういう中でご意見等をお受けしたいと思っております。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（刈茅貴俊君） わかりました。恐らくそういうご回答が返ってくるだろうかと私予測しておったんですけど、まあそれはそれで構いません。

では、これは事務局の方にお伺いしますが、何か問いただすということではありません。非常に単純な質問で、この法定協議会で協議されて、会議録が起きまして、ホームページに記載されるまでの日数を、事務作業の日数を教えていただきたいと思います。それについて是非があるわけではありません。単純にどれくらいの時間で、いわゆる住民の方

が目通しできるようになるか、時間的な問題だけを教えていただきたいと思います。それでは私は終わります。

議長（江藤守國君） では事務局の方から。

事務局（田中） まず、速記をしていただいておりますので、そちらの方から草稿を起こしていただきまして、テープ等での確認をし、大体3週間ぐらい調製までにかかっております。

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、ありがとうございました。

それではどうぞ。

委員（三浦俊明君） 田主丸町の三浦でございます。3点あるんですけども、3点続けてさせていただきたいと思います。

まず一つは、今刈茅さんのおっしゃったことに近いんですけども、例のこの協議会とか幹事会とか専門部会との関係でございますけども、これについては前回の会議で一応我々も承認し、それに従っていこうと思っておりますが、実はその任協時代の一つの大きな反省は、専門部会とか幹事会で決まったことが、この協議会に出されまして、我々が意見を申し上げてもなかなかもうがんじがらめですね、修正のしようがないと。そのいい例が、端的な例が、この任協の期間の問題でございました。田主丸は12月までできないと、何とか皆さん救ってくれということと言ったんですが、もう幹事会で決まっていると、ほかの方もみんな賛成されたわけです。しかし、その結果が12月の二十何日かのこの協議会では、ほとんどの今度は議員さん方が延ばしてくれときたわけですね。それも新たな事情が生じて延ばしてくれじゃなくて、最初からそういう気持ちがあったけどもという感じを私は随分聞いたわけでございます。

したがって、一つは、この専門部会、幹事会、この2ページの協議会というルートを全部これでやるのかという問題。特に今回の合併の議会で非常にもめましたのは、合併の方式をめぐる問題でございます。こういう問題までこの幹事会を通して出すんじゃないくて、幹事会とか専門部会はこの協議会の下部組織であるはずなんです。したがって、そういう大きな問題、合併の方式問題なんかは、まず幹事会で案をつくるんじゃないくて、協議

会自身で議論をしてやって、その詳細を幹事会におろすとか、そういうことをやらないと、また任協時代の二の舞をやりそうな気がしてしょうがございません。これはぜひ修正していただきたいというのが提案でございます。

それから2点目はですね、これは手続面がいわゆるハード面が中心に書かれているわけですが、私はやっぱりこのソフト面といいますかね、新しく法定協議会でいろんな計画をつくり案を練っていくわけですが、そのときにこの我々この協議会の委員は、どういうスタンスでもってこの案を練っていくのかと、あるいは幹事会はどういうスタンスで案を練っていくのかというところをしっかりとっておかないと、非常に危険じゃないかと思います。

と言いますのはですね、どういうふうに危険かといいますと、例えば建設計画、新市の建設計画を出すわけですが、各町から、あるいは幹事会で持ち寄ったものを足しますと、かなりこれは收拾のつかないくらい規模がふくらんでしまって、收拾つかなくなる可能性もあるやに思います。したがって、我々はやはりこの合併を何で合併しなきゃいかんのかと。極端に言いますとですね、合併しなかったらどうすべきだったのかと、人員整理は何名ぐらいやらなきゃ、合併しないとすればですね、そのくらいの厳しい気持ちでつくっていかないと、ふくらんでしまって大変なことになりはせんかと思うんですね。だから極端に言うと、方針としては合併しなかったらどうするのかというくらいの気持ちでつくっても、ふくらんでいくと思うんですね。そういうその我々のこの気持ちの持ち方がいいですか、検討する上でのスタンス、ここをやっぱりしっかり軸足、ベクトルを定めておかないと、非常に危険な計画になっていきやせんかと。

特に任協時代は、これはみんな集まろう集まろうという気持ちですから、ふくらんでも構わないと思うんですけども、今度は実行ですから、そのところは十分考えておかないと、新しい市が健全財政じゃなくて放漫財政になる可能性もあるんで、これは全部また税金に返ってきますから、そこら辺をぜひ事務局の方にもお願いしたいというのが2点目でございます。

3点目は、新しい市になりますと、どうしてもこの画一的にやっていくというのが一つの大きな手でございます。標準化をして、これに全市合わせると。ところが、まさに地方

分権というのは、国と都道府県との地方分権もありますが、今度はこの新市における地方分権と申しますかね、そういうものをやっぱり大事にしていかないと、金太郎飴的なまちになってもこれは意味ないと。基本構想では、やはり各地域の特性を生かそうというのが大きな柱でございます。そういう意味からも、画一化だけを望むんじゃなくて、画一化する部分と、地域の特性を伸ばす部分を峻別しながらやっていく攻め方、これをお願いしたいと思います。例えばですね、久留米市は行政組織が自治会組織と聞いております。ほかのところは区制でございます。集落の区制でございます。これを統一化するには、ものすごいエネルギーが要り、またその統一化することによる弊害も出てきやせんかと。そういう場合は、自治会は自治会でいいじゃないかと、あるいは区制は区制でいいじゃないかと。ただ、コストはふやさないと、コストは同じにしようじゃないかとか、そういう目でやっぱりやっていかないと、非常に担当者の方のお骨折りもですね、時間も短いですから、そういう意味からも非常に私は危機感持つわけでございますので、むしろこういうハードのルールよりか、このソフトのルール、これをぜひお互いに確認しながらやっぱり前に進むことが、今後のこの協議会の進め方として非常にいいんじゃないかと思っております。これはご提案でございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） どうもありがとうございました。非常に重要な問題をご提起されております。

では、事務局の方から。

はい、村上事務局長。

事務局（村上） 3点ご指摘をいただきました。

まず第1点目の合併協定項目の審議に当たりまして、幹事会等からのボトムアップではなくて、この協議会からのトップダウンと申しますか、そういったやり方もあるのではないかと申すふうなご指摘をいただきました。そのとおりだろうと思っております。各地域の合併協議会におきまして、今お話がありましたように、幾つかの分野については、この協議会の中で基本的な方向をお示しいただく中で事務作業を進めているという部分もございませぬ。ですので、今この協議会の中でどういう項目については、先ほどお話のような方法をとった方がいいのか、そういったご意見もいただければ、そういう形の中で整理をしてい

きたい。また、それに当たりましては、組織の中でも小委員会方式という方法もございますので、こういう分野についてはそういうふうな小委員会を設けて、この合併協議会の中で一定の方向を整理する中で幹事会並びに専門部会の方に具体的な詰めをとというふうな方法もあろうかと思えます。そういった部分も具体的に項目等ございましたら、この協議会の中でご整理いただければというふうに思う次第でございます。

それから私どもも協議のルールにつきましては、御指摘のとおりというふうに思っております。実は今回こういう形の中で合併協議会等に関する申し合わせについて、並びに後ほどご説明するように予定いたしておりましたけれども、新市建設計画の策定についての基本方針、こういったものをまず最初にこの場でご協議いただきたいというふうに考えましたのも、全体的な共通認識といえますか、協議に当たっての基本的なルールをやはり皆さんで協議し、一定整理をしていただいた方が、今後のいろんな協議の中で幸いになるのではないかという形の中で考えまして、こういうふうなスタイルをとったところでございます。基本的に、いろんな協議の中で方向性を出していただければなというふうに思っているところでございます。

議長（江藤守國君） 今の回答でよろしゅうございませうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

よろしゅうございませうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではご意見もございませんようですので、基本的にはこの事務局の原案のとおりご承認することとして、お願いしたいと思えます。

続きまして、第6号議案 新市建設計画作成の基本方針についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（永田） 事務局計画班の永田と申します。よろしく申し上げます。

議案の8ページ、9ページをお開きください。

恐れ入ります。まず最初に、議案の文字の訂正をお願いしたいと思えます。

8 ページの方の新市建設計画作成の基本方針について、その次の 1 行目のところで、新市基本計画作成のという最初に出だしがあります。この部分で、「新市基本」ではございませんで、「新市建設」で訂正をお願いしたいと思います。

早速、第 6 号議案 新市建設計画作成の基本方針について。

新市建設計画作成の基本方針を別紙のとおり定めることについて承認を求めたいと思います。

新市におけるマスタープランともいうべき新市建設計画の作成作業に当たっては、最初に基本的な考え方を申し合わせようというご提案でございます。

今後の新市建設計画の内容の協議・調整を円滑に進めるとともに、この申し合わせをスタートラインとして、具体的な事務作業に取りかかっていくものでございます。

それでは別紙の 9 ページの資料に基づいて説明したいと思います。

新市建設計画は、合併特例法第 3 条により、合併協議会において「合併市町村の建設に関する基本的な計画の策定」を行うと定められております。今後、法定協議会において合併後のビジョンを示すものとして、「新市建設計画」を作成していくこととなります。なお、新市建設計画に基づいて国・県の財政措置が講じられることになっております。

新市建設計画に定めるべき内容と目的は、合併特例法第 5 条の規定により、次のように定められております。

まず、内容につきましては、第 1 点目としまして、合併市町村の建設の基本方針、第 2 点目といたしまして、合併市町村または合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項。第 3 点目といたしまして、公共的施設の統合整備に関する事項。第 4 点目といたしまして、合併市町村の財政計画と、四つの内容が定められております。

目的としましては、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することとされ、合併市町村の速やかな確立及び住民福祉の向上と合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないとされております。

これらの事項を考慮しながら、本協議会において定める新市建設計画については、次の基本方針に基づき作成していきたいと考えております。

第1点目に、新市建設計画は、久留米広域合併任意協議会において作成された「久留米広域合併に関する新市まちづくり構想」の内容を基本に踏まえまして作成していくものとなります。

第2点目に、新市建設計画の対象とする期間は、「久留米広域合併に関する新市まちづくり構想」を踏まえ、合併後10年間といたします。

第3点目に、計画は単にハード面の整備だけではなく、ソフト面にも配慮した計画といたします。

第4点目に、計画の内容は実現困難なものではなく、真に合併市・町の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏づけられた計画といたします。

第5点目に、新市の速やかな一体性の確立を図るための推進基盤となる計画といたします。

第6点目に、新市建設計画が、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高め、地域の活性化に寄与する計画といたします。

以上の事項を基本的な考え方といたしまして、今後、作成に取り組んでいきたいと考えております。

以上、ご提案申し上げます。

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明に対しまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（堀 正文君） 城島町の堀です。

ただいま事務局から説明がありましたけども、8ページの第6号議案、これは期日と提案者をきちんと説明すべきで、これらの点はなく、だれがいつ提案したのか分からない。

その後に9ページの説明があったんですが、協議会の会長並びに協議会の議長が久留米市長さんと同一になっておられますけども、やはりここはきちんと、この6号議案にも書かれているとおり、きちんと発言すべきじゃないんですかね。いかがですか。

事務局（永田） 失礼いたしました。

再度読み上げたいと思います。

第6号議案 新市建設画作成の基本方針について。

新市建設画作成の基本方針を別紙のとおり定めることについて承認を求める。

平成15年2月28日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ちょっと事務的な手違いでございまして、申しわけありません。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（刈茅貴俊君） 田主丸町の刈茅です。

別紙9ページの分の私は余り細かいどうこうではありませんけど、その建設画作成の基本方針というのがありまして、その6番、新市建設画が、その実施を通じて以下云々の中の中ですね、この地域って何を指してあるのかなど。新市全体としてのなのか、1市4町に参加しようとしている、例えば私は田主丸町ですけど、田主丸というエリアを指してあるのか、あるいは田主丸町自身をもう少し小さく区切ったところの地域なのか。どういう意味合いでこの地域という言葉がこの6番に使われているのか、それをお尋ねします。

議長（江藤守國君） はい、今のご質問に対しまして事務局から、この地域の意味ですね。

事務局（永田） それぞれの地域の集まりの新市全体としての地域ということをお示ししておるかと思えます。

議長（江藤守國君） 新市全体ということですか。

事務局（永田） はい、新市全体ということです。

議長（江藤守國君） そういう意味だんですけど、ようございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

地域全体、新市全体、地域住民というのも、それから次の地域の活性化というのも、新市のエリア全体という意味ということでございます。

ほかにございませんでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは第6号議案につきましては、原案のとおり承認することとさせていただきます。  
ありがとうございました。

それでは続きまして、第7号議案 14年度協議会補正予算(第1号)について協議したいと思います。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局(田中) 第7号議案の説明をさせていただきます。

お手元の資料10ページをお開きいただきたいと思います。

第7号議案 平成14年度久留米広域合併協議会補正予算(第1号)

平成14年度久留米広域合併協議会補正予算(第1号)を次のとおり定めることについて承認を求めるものでございます。

平成14年度久留米広域合併協議会の補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正といたしまして、1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,600万3,000円といたします。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表1」によります。

平成15年2月28日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

内容を説明させていただきます。

資料11ページの別表1、平成14年度久留米広域合併協議会歳入歳出補正予算(第1号)をお願いいたします。

今回の補正理由等につきましては、後ほど添付しております関連資料で説明いたしますが、補正の概要といたしましては、法定合併協議会を構成する市町村を対象に、1市町村当たり上限500万円で1回限り交付されます国の合併準備補助金につきまして、国が予算の補正を行い、平成14年度補助金の枠が大幅に拡大されたことに伴いまして、その活

用を図るために急遽お願いするものでございまして、15年度に予定しておりました事業の一部を補助金相当分の執行確保の観点から、形式上、14年度に前倒して予算措置をお願いするものでございます。

それでは内容の説明に移ります。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ1,720万円を追加し、補正後の予算総額は2,600万3,000円となっております。

まず、歳入について説明いたします。

1款1項負担金の構成市町協議会負担金1,720万円の内訳は、久留米市が70万円を増額し600万円に、田主丸町が400万円を増額し500万円に、同様に北野町は410万円、城島町は420万円、三潴町も420万円をそれぞれ増額しまして500万円とするものでございます。これは先ほど説明いたしました各市・町に交付されます国の補助金相当分の500万円を協議会負担金として受け入れるためのものでございまして、久留米市が600万円となっておりますのは、食糧費など補助対象外の経費の支出に対応するためのものでございます。以上のとおり、各市・町の負担額につきましては、14年度は久留米市以外は補助金相当の500万円の負担をお願いするわけですが、14年度と15年度を合計した15カ月予算の考え方で整理をいたしまして、当初予算の段階で承認いただいておりますように、15カ月ベースで経費総額の30%を平等割、70%を人口割で算出した負担割合となるように、15年度当初予算で調整したいと考えております。

続きまして、歳出について説明いたします。

2款1項事業費1,720万円は、専門部会及び分科会の会議運営に要する消耗品35万円、広報啓発用の印刷製本費220万円、同じく啓発用の看板・横断幕等作成委託料135万円、ホームページの機能充実のための委託料30万円、新市建設計画作成及び作成に伴います各種資料作成等業務委託料1,300万円からなっております。

補正の内容の説明は以上でございます。

引き続きまして、今回の補正につきまして若干補足をさせていただきたいと思っております。

資料の12ページ、「補正予算関連資料」、合併協議会14年度補正予算についてをお開きください。

まず、補正の背景と理由としまして、先ほどもご説明しましたが、国の合併補助金、これにつきまして14年度分、補正分も含めまして30億円の枠があると、このため交付の決定の可能性が非常に高いというような背景がございます。逆に15年度は、当初10億円の枠がございますけれども、今後、全国的に法定協議会が設置されます中、交付を受けることが困難になる可能性もあるというようなことで、より確実性が高い14年度に、この国の合併準備補助金を前倒しで受けようというような内容でございます。そういう背景と理由がございます。

また、補正の概要と負担経費につきましては、まず補助対象分の2,500万円を14年度で確保するために、15年度に予定した事業の一部を前倒しで予算措置をする。また、執行残額は15年度予算に繰越金として計上し、14年度・15年度の2カ年で補助対象分の執行を行う予定でございます。

なお、先ほども御説明しましたように、その際の各市・町の経費負担につきましては、14年度・15年度2カ年合計で整理をするものとしたしまして、下の表に掲げておりますように、14年度は各市・町とも補助金相当分の500万円、ただし久留米市は600万円としております。を協議会に抛出し、15年度の負担額で本来の負担割合、すなわち経費総額の30%を平等割、70%を均等割となるような形で調整をしたいと思います。以上でございます。

議長（江藤守國君） ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは原案のとおり承認させていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の予定しておりました協議事項はすべて終了いたしました。どうもありがとうございました。

それではその他の項に移ります。

事務局の方から何かありましたらお願いいたします。

はい、事務局長。

事務局（村上） その他の項で、26日に開かれました1市4町の首長会議で、合併に関連いたします上陽町・星野村並びに広川町の状況と対応につきまして協議をされましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。

まず、上陽町の状況でございますが、上陽町ではご承知のとおり、1月10日に発足をいたしましたこの久留米広域合併協議会への参加を、議会との協議の時間をもちたいとの理由で保留をされているというふうな状況でございました。このために、さきの2月24日に上陽町の臨時議会を開かれまして、久留米広域合併協議会加入議案を上程されたところでございます。しかしながら、採決の結果、賛成少数、賛成が5名、反対が6名で、否決をされた状況でございます。これを受けまして、2月の26日の1市4町で開かれました首長会議の中で、上陽町町長がこの中に出席をされまして、上陽町町長から議会の否決により加入ができなくなった旨の報告があったところでございます。また、この中では内容のご説明がございまして、反対票の一番の理由は、旧八女郡で合併したいとのことであった。旧八女郡が本当にまとまるか、その動向次第では、この久留米広域との協議の場をお願いしたいと、そういった話もあった次第でございます。これに対しまして1市4町の首長間では、状況の変化によっては、この1市4町で協議の場を設けるということが確認をされたところでございます。

それから星野村の状況と経緯でございます。

2月の21日に星野村村長さんから、久留米広域合併協議会会長でございます江藤久留米市長へ、久留米広域合併に参加したいとの申し出があったところでございます。申し出の理由としましては、一つは旧八女地区での合併が行き詰まっていること。二つ目に、八女東部での話もあっているが、小規模自治体だけの合併では将来が見通せないこと。三つ目に、上陽町が久留米広域ということであれば、上陽町と足並みをそろえたい。ただ、上陽町と行動をともにしたいということで、上陽町が久留米広域に行けないということになれば、またその状況の中でご相談をしたいというふうな話でございました。

久留米広域合併協議会会長からは、単独では回答できない。1市4町で協議をしたい。その旨が伝えられたところでございます。

次に、その後2月25日になりまして、星野村助役、それから総務課長がお見えになりまして、24日の上陽町で久留米広域合併協議会加入議案が否決をされたと。これによりまして、上陽町と一体と考えていた星野村としては、先日の参加方針を撤回させてほしい旨の話が事務協議としてあったところでございます。

その後、2月26日の1市4町の首長会議に星野村村長が出席されまして、協議会への参加は見送らざるを得ない状況になりましたというお話があった次第でございます。以上が、上陽町と星野村との経過と現状でございます。

次に、広川町の状況でございます。

広川町では、久留米広域合併協議会への参加が上陽町と同様、保留状況となっているところでございます。このような中で、久留米広域との合併を求める広川町の将来を考える住民の会、この会が1月5日に発足をしております。その中で、久留米広域との法定協議会設置を求める住民発議の署名活動を1月の11日から開始されまして、その結果、署名簿を1月28日に広川町選挙管理委員会へ提出をされているという状況でございます。そして、その署名内容の審査結果が2月12日に告示をされまして、それから13日から19日までの間の縦覧の期間がとられたわけでございますが、20日の日に署名の有効性について広川町の選挙委員会から申請者の方に通知をされたと、そういった状況でございます。これを受けまして、申請者の方は即日で広川町長さんの方に対しまして、久留米広域との法定協議会設置を求める直接請求が出された状況でございます。

このような状況の中で、2月26日の1市4町の首長会議に広川町町長さんが出席をされまして、3月議会に久留米広域との法定協議会設置を提案したい旨のお話がございます。実はこの3月議会といいますのは、広川町さんの現在の予定では3月11日からと聞き及んでおりますが、それに提案をしたいので、1市4町での手続をよろしく願いしたい旨の表明があった次第でございます。1市4町の首長会議では、手続上、参加は3月にずれ込むけれども、従来確認の2月いっぱい参加意思表示であったということで、これをお待ちするという形になっております。

そして1市4町での議会の手続につきましては、広川町の採決後に対応することとし、具体的な手続につきましては別途協議する場を持つ、そういうことで整理されているとこ

るでございます。

以上が、26日に開かれました1市4町首長会議の中での合併に関連する内容でございます。

以上、ご報告いたします。

議長（江藤守國君） ただいま上陽町・広川町・星野村についての説明がございましたけれども、これにつきまして何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（堀 正文君） ただいま26日の分の説明の中で、広川町が3月11日の3月議会の中で提案していくと。それに基づいて、結果により1市4町は対応しなければならないと、そういう状況になっていくと思います。また、新聞等でもそう書いておられますが、広川町の提案がいつになるのか、議会が何日までであるのか。各市町村によって、議会が臨時議会を開かねばならない問題も生じてくるかもしれません。そういう問題を含めて、広川町が11日から何日まで会期があって、何日の日に提案して、各自治体が対応すればいいのか、そこら辺がわかりましたら教えていただきたいと思います。

議長（江藤守國君） はい、事務局長、お願いします。

事務局（村上） 事務局として現在お聞きしておりますのは、3月11日から会期としましては3日ないしは4日というふうに聞き及んでいるところでございます。その中で、追加議案として提案をいたしたいというふうなお考えと伺っているところでございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（堀 正文君） 3月は15年度の当初予算の骨格予算にしてもですね、3日・4日ですが、ちょっと理解に苦しみますが。

議長（江藤守國君） はい、事務局長。

事務局（村上） 広川町さんの3月議会の予算につきましては、暫定予算というふうに伺っておりまして、そういうことで今のところ事務局で聞き及んでいる限りでは、日程的には3日ないし4日の定例議会というふうに伺っているところでございます。

議長（江藤守國君） 広川町さんの方は4月に町長選挙があるということのようでございますけれども、その点についてはしっかり確認をもう一遍しておってください、会期は。

よろしゅうございましょうか。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（刈茅貴俊君） 田主丸町の刈茅です。

これはもう事務局じゃなくて江藤会長の方にお尋ねする案件になるかなと思うんですけど、冒頭のごあいさつで、17年3月までは1市4町でいくかなというふうにおっしゃったと思います。3市8町というのは長期的、あるいは超長期的には理想ではないかなとおっしゃられました。それから新聞コメントのお話もされまして、2月いっぱい希望を持ってある自治体は受け入れるというようなお話もあったと思います。それで基本的には、広川の広川町議会の採決次第なんでしょうけど、受け入れるということでしょうかね、可決されれば。それが1点。

それからもう1点は、2月いっぱいの意思表示をもってということでありましたら、この1市4町、ひょっとしたら最初の質問に対する答弁次第では1市5町になるんですけど、以後はもうこの枠組みの変更はあり得ないというふうに判断してよろしいんでしょうか。まあ、首長さんの代表という形でお聞きしたいと思いますけど。

議長（江藤守國君） はい、1市4町の首長会議を2月26日に行いまして、その今刈茅委員からのご質問の点については確認をいたしております。基本的に2月まで、広川・上陽さんについては意向表明をお待ちするということで今まで確認をされてきておりまして、26日に広川町長さんから参加意向表明がありました。ただ手続上、3月の議会に提案したいということでございますので、その結果をお待ちするということで確認をいたしております。その結果、広川町さんが可決されまして、そしてそれを1市4町でも可決していただければですね、1市5町ということで可決していただければ、1市5町で法定協としていくということでございます。広川・上陽町さんについてはもう任意協議会から参加されていますから、そういう方向でいくという確認をいたしておるところでございます。もう非常に時間的な切迫しておりますので、上陽町さんが可決されておれば1市6町という可能性あったわけでしょうけど、否決されました。そういう中で上陽町さんはまだ今後模索したいという意向はありますけども、非常に時間的に切迫をしておるという状

況で、これについていつまで待てるのかというのは事務的な問題もありますので、その点はタイムリミットがいつまでというのは切っていくけないといけないだろうというように思います。以上でございます。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（三浦俊明君） 久留米市長さんも、この問題はもう辟易されたと思いますけども、先ほどのその3市8町問題ですね、とりようによっては、やっぱり平成17年の3月末まではやらないけども、翌日からでもやるというようなとりようにもなりかねないんですね、やっぱり慎重な発言をお願いしたいんですが、実はこの協議会、任協での第1回するとき、ある委員の方から、何で30万の中核都市をねらうのかと、こういうご質問がございまして、そのときに前協議会の会長は、白石会長は、いや30万というのが目標じゃないんだと、やっぱりこれからの将来は30万なり50万、政令都市の50万まで広がっていくような気持ちでやらなきゃいけないと。けども、現実はその50万といっても、やっぱり足元を見なきゃいけないと。したがって、まあ考えようによっては第一ステップで30万をねらいたいんだと、だから30万で満足するものじゃありませんと、皆さんもそうでしょうと、こういうご発言だったわけね。

私、今の江藤市長のお話を聞いていますとね、それと同じ意味じゃないかと思ったんですよね。やっぱり久留米市というのは発展するためには、極端に言うと、福岡市と接近するくらいの広がり持っていくことも可能なはずでございますので、そのある意味では、前協議会の会長が例えば50万とか、これで満足しないんだという気持ちを3市8町というやや具体的な言葉でちょっと踏み込まれたというふうに理解したいんですけども、そんな感じの方がいいんじゃないですか。

と言いますのは、4月からまた解禁になりますとね、これはやっぱり4月時点はもう全国的に新しい体制に入ってますね、出来上がってしまっているはずなんです、基本的には。その段階でまた、新しく入るところは歓迎するよとかですね、新しい4月以降の平成17年4月以降の秩序を乱すようなことになりますとね、あるいは乱しかねないような発言になると、これはまた危険なので、やっぱりまあ当選した後のお気持ちもいろいろあっ

たと思うんですけども、そこら辺をうまく処理していただいた方がいいと思うんです。今日皆さん方は恐らく3月31日までが1市4町で、翌日からまた変わるんじゃないかととられた方も、私も若干そんな印象だったんですけども、そこら辺やっぱりうまくやってください。

議長（江藤守國君） ちょっと表現上の問題で、きちんとしたご理解をいただいていない点があるかと思いますが、私は最終的な姿が3市8町、今久留米広域市町村圏という形で共同事業もやってるわけですね、昭和45年からもう40年近い一体感のあるこの3市8町、これが最終的な理想としては望ましいんじゃないかと。ただ、現実問題として、2005年まで、3月までという法期限の問題もありますから、もう1市4町、あるいは広川さんを入れた1市5町でいくというのはもう基本だと、これは崩さないということで申し上げております。で、すぐ2005年4月からすぐ、じゃどこのところに呼びかけるかとか、そういう問題じゃなくて、それはまた皆さん方と協議していかないといけないわけですから、私単独でどうこう行動するというわけにはいきませんので。ただ最終的な姿としてはそれが望ましいんじゃないかと、そういう思いで1月27日に申し上げましたということで、現時点はもう1市4町ないし5町でいきますということは、もう何遍も申し上げて、今現実それで取り組んでおりますので、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） それではこれをもちまして、久留米広域合併協議会第2回会議を終了させていただきます。

委員の皆さん方、ご審議ご協力を大変ありがとうございました。どうもお世話かけました。よろしく願いしておきます。

（午前11時23分 閉会）

---

久留米広域合併協議会会議の運営に関する規程第6条第2項により署名する。

議長 江藤 守國

委員 井口 正美

委員 宮田 康敏